

全ト協発第 91 号 (適)
平成 30 年 5 月 28 日

公益社団法人 日本保安用品協会
会長 松村 不二夫 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己



トラック運送における安全性優良事業所認定制度の活用のお願について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、トラック運送事業に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省と公益社団法人全日本トラック協会が推進する安全性優良事業所認定制度（以下「Gマーク制度」という。）は、輸送の安全の確保に積極的に取り組んでいる事業所を認定・公表することによって、荷主企業がより安全性の高い事業所を選びやすくすることを目的として、平成 15 年度に開始した制度であります。

また、Gマーク制度については、一般社団法人日本経済団体連合会の安全運送に関する荷主としての行動指針においても、「運送事業者の選定にあたっては、ISO9001 基準や安全性優良事業所認定制度などの客観的な基準を積極的に活用する。」とされるなど、産業界からも高い評価を得ており、さらに国土交通省の調査では、Gマーク制度により認定を受けた事業所は、受けていない事業所に比べて、事故の割合が半分以下になっています。

貴団体におかれましては、Gマーク制度の趣旨をご理解いただくとともに、傘下の会員企業におけるGマーク制度の活用について、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、別添のとおり、この度リーフレットを作成致しましたので、貴団体傘下の会員企業にご周知いただければ幸甚に存じます。

謹白

リーフレット http://www.jta.or.jp/tekiseika/pdf/gmark_ninushi.pdf
認定事業所一覧 http://www.jta.or.jp/tekiseika/teki_list/gmark/index.html

【本件に関する問合せ先】

公益社団法人全日本トラック協会適正化事業部 板倉、布施、大里 電話 03-3354-1067

安全・安心な Gマークの 安全性優良事業所を ご利用下さい



「安全性優良事業所」認定のGマークは、
厳正な審査により高評価を得た事業所のみ
に与えられる“安全性”の証です。
Gの由来は Good「よい」、Glory「繁栄」
の頭文字 G を取ったものです。

国土交通省が推進するGマーク認定制度！

「安全性優良事業所」は全日本トラック協会が認定する安全・安心な運送事業所です



安全・安心な「Gマーク」の安全性優良事業所をご利用ください

平成28年(1~12月)の事業用トラック1万台あたりの事故件数とりまとめの結果、Gマーク認定取得トラックの事故件数は、認定を取得していないトラックと比較して、**半数以下(約44%)**となっています。

安全性優良事業所とは

公益社団法人全日本トラック協会（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関）では、国土交通省の指導の下、利用者がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、学識経験者、荷主団体、消費者団体等から構成される安全性評価委員会において、事業者の安全性を評価し、認定し、公表する「安全性優良事業所」（Gマーク）認定制度を平成15年7月からスタートさせました。

平成30年3月末現在、全国で24,319事業所（全事業所の28.7%）が安全性優良事業所に認定され、全事業用トラックの45.5%のトラックがGマークを付けて走っています。



3テーマ38項目の厳しい評価

①「安全性に対する法令の遵守状況」

適正化指導員による事業所の巡回指導結果、運輸安全マネジメントの取組状況の評価

②「事故や違反の状況」

事故や行政処分の状況の評価

③「安全性に対する取組の積極性」

安全対策会議の実施、運転者への教育などの取組の評価

上記3つのテーマに、計38の評価項目が設けられています。

100点満点中80点以上の評価など全ての認定要件をクリアした事業所だけが「安全性優良事業所」として認定されます。また、認定された後も2~4年ごとに更新審査があるため、認定事業所は安全性を維持し続ける必要があります。

認定事業所数の推移

運送事業所の4分の1以上が認定されています。



産業界も注目しています

安全運送に関する荷主としての行動指針（抜粋）

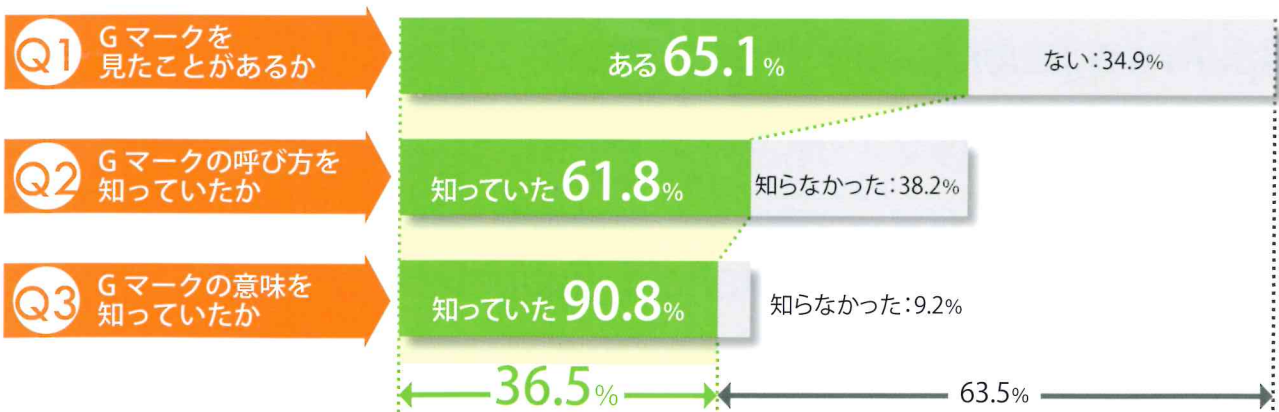
一般社団法人日本経済団体連合会（平成15年10月21日策定）

- 1 法令を遵守し、運送事業者に対して、過積載や高さ制限違反等の法令違反となるような要求はしない。
- 2 運送事業者の選定にあたっては、ISO9001基準や安全性優良事業所認定制度などの客観的な基準を積極的に活用する。
- 3 法令違反を繰り返す運送事業者に対しては、取引の停止などを含め、毅然とした態度で臨む。
- 4 運送事業者との協力のもと、安全運送に関する定期的な協議・会合の実施、安全パンフレットの配布など安全運送の確保と啓蒙活動に努める。

一般の方にも認知されています

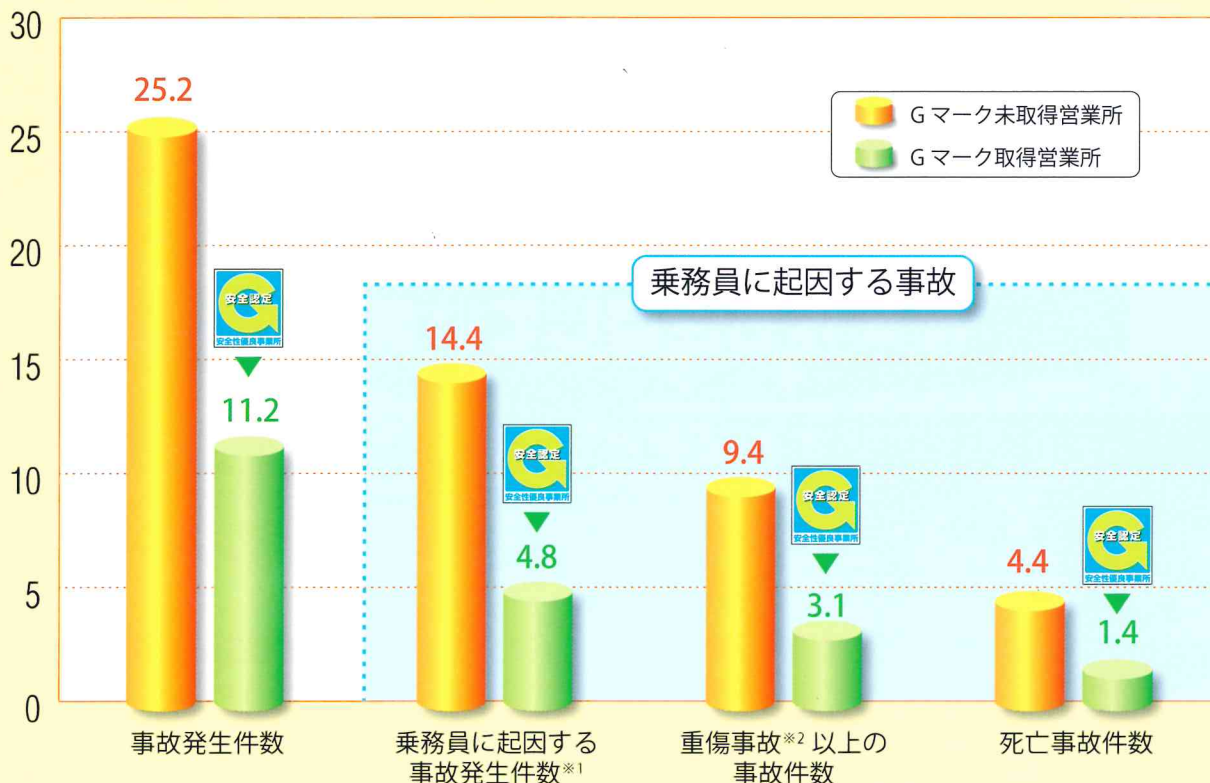
一般の方の36.5%がGマークが安全に関する認定制度だと知っています

Gマーク認知度調査結果における一般の方の回答状況（平成29年）



Gマーク取得事業所は、未取得事業所に比べて、 事故の割合が半分以下

平成28年(1~12月)中における車両1万台あたり事故発生件数



※1 乗務員に起因する事故とは、事故原因が「運転操作不良」と「健康状態」に該当する事故をいう。

※2 重傷事故とは、30日以上医師の治療を要する傷害等が発生した事故をいう（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号）

資料：自動車事故報告規則に基づく平成28年（1月～12月）の事故報告書のデータを引用

出典：国土交通省 自動車局 貨物課

「安全性優良事業所」の 認定事業所を知るには？

安全性優良事業所(Gマーク事業所)は、全日本トラック協会のホームページにて、事業所名、住所、電話番号を公表しています。また、希望する認定事業所のホームページへのリンク及び主な輸送品目を掲載しています。

安全性優良事業所トップページ

http://www.jta.or.jp/sub_index/gmark_tokusetsu.html



安全性優良事業所(Gマーク事業所) 都道府県別一覧表

http://www.jta.or.jp/tekiseika/teki_list/gmark/index.html



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5 TEL: 03-3354-1067